

# 千葉県土木職等職員確保・広報業務（現場見学会）委託

## 仕様書

千葉県（以下「委託者」という。）が受託者に委託する内容は、次のとおりである。

### 1 委託業務名

千葉県土木職等職員確保・広報業務（現場見学会）委託（以下、「本委託業務」という。）

### 2 目的

近年、少子化に加え、技術職種の需要の高まりによる民間企業や近隣自治体における採用活動の激化等の影響により、千葉県の土木職等職員（土木職・建築職・電気職・機械職の4職種をいう。）の採用においても困難な状況が続いていることから、受験者の増加及び採用後の定着を目的とし、働く現場の雰囲気に触れることで、土木職等職員の仕事に対する興味と理解を深め、実際に働く具体的なイメージを掴んでもらうための現場見学会を実施する。

### 3 委託期間

契約締結日から令和8年9月30日（水）まで

本委託業務のスケジュールは、以下のとおりとする。以下により難い場合は委託者と協議の上決定する。

	委託業務内容	日程
(1)	現場見学会の企画・運営 ※ノベルティの配付を含む	令和8年8月31日（月）まで
(2)	現場見学会の周知・広報	催行日まで
(3)	効果測定・結果報告	令和8年9月30日（水）まで

### 4 業務委託の内容

計4回の現場見学会の企画・運営、およびこれに伴う広報および効果測定を実施すること。各回のターゲットおよび企画のコンセプトは以下のとおり。

#### ① 高校生～社会人（2回）

- 就職先としての具体的なイメージが湧き、土木職等職員としての業務の理解を深められる企画であること。

- 1回は土木職向け、もう1回は建築職・電気職・機械職向けの内容とすること。

#### ② 小中学生（小学4年生以上）及び保護者（2回）

- 県土整備（インフラ整備や安全安心なまちづくり）の魅力を伝えることで、小中学生および保護者の両者に、将来の職業選択肢の一つとして意識づけできる企画であること。

- 体験型の要素を組み込むこと。

- 2回とも同内容とすること。

なお、現場見学会の実施時期、行程、広報の内容等については、委託者と協議し、決定するものとする。

## (1) 現場見学会の企画・運営

### ア 実施時期・回数

令和8年8月31日（月）までの間に、上記①のターゲット層を対象とした現場見学会を2回、②のターゲット層を対象とした現場見学会を2回、計4回実施すること。

### イ 見学先

- 上記①②のターゲット層に留意した上で、本委託業務の目的を達成するために効果的な見学先（県発注工事の施工中の現場やインフラ施設）とすること。

### ウ 行程

- 移動は専用の運転手付きバスで行うこととし、円滑な移動ができるよう、手配、運行を行うこと。
- 運行に係る業務は、道路運送法その他本委託業務の実施にあたり必要な許可を受けた者が行うこと。
- 当日の添乗員の随行の要否および県職員の随行については、委託者と協議の上決定すること。
- 出発地は、参加者がアクセスしやすい場所とすること。
- 帰着地は出発地と同じ場所とし、遅くとも当日の午後6時前後に帰着できる行程とすること。

### エ 参加人数

各回最大40名程度とすること。

### オ 参加費

参加費は無料とすること。なお、集合（解散）場所までの交通費及び昼食をはさむ場合の費用は参加者負担とすること。

### カ ノベルティの配付

- 参加者にノベルティを配付すること。
- ノベルティの調達は受託者が行うこと。
- ノベルティの内容は委託者と協議の上決定すること。

### キ 募集申込受付

- 参加者の募集、申込受付、参加者からの問い合わせ対応及び連絡調整等を行うこと。
- 申込受付は、現場見学会の催行日の1ヶ月半前までに開始すること。
- 申込受付は、受託者のシステム等を利用する想定しているが、委託者による千葉県電子申請サービスによる申込受付を可能とする。その場合は、委託者から受託者に対し、申込者についての情報を共有する。情報共有の頻度は、委託者と協議の上決定すること。

### ク その他

- 損害賠償責任保険へ加入すること。当該保険料は委託料に含まれるものとする。
- 小中学生向けのヘルメットの調達を行うこと。
- 荒天等により中止となる場合には、参加者に連絡すること。

## (2) 現場見学会の周知・広報

開催に当たり、次のとおり周知・広報を行うこと。なお広報媒体の作成に当たっては、事前に委託者と協議のうえ、承認を得ること。

### ア 周知用チラシ（電子データ）の制作

- ・SNS や学校への配付に活用できる周知用チラシの電子データを制作し、募集開始前までに納品すること。

### イ SNS を活用した広報の実施

- ・Instagram、LINE 等 SNS を活用した広報を必ず実施すること。
- ・SNS 広告のアクセス先としてランディングページを設置すること。

ランディングページのドメインについては、委託者の指定するドメイン  
(pref.chiba.lg.jp) のサブドメインを使用すること。

## (3) 効果測定

参加者に対し、効果測定のためのアンケート等を実施すること。アンケート項目については委託者と協議の上、決定すること。

## (4) 結果報告

### ア 業務完了報告書

- ・全ての業務が完了後、その内容及び成果等について「業務完了報告書」を作成し、契約締結後からの本委託業務に係る一連の活動について詳細に報告すること。
- ・「(3) 効果測定」の結果も上記と併せて報告すること。

### イ 記録写真

- ・本委託業務に関し、当日の記録写真の撮影を行い、JPG 形式等の電子データで報告すること。

### ウ その他、本委託業務において作製した資料等

- ・電子データ (Microsoft Word、Excel、Power Point、PDF、写真など) で提出すること。

## 5 個人情報の保護

本委託業務を行うにあたり、個人情報保護に関する関係法令に基づき、個人情報の取扱いに十分に留意し、漏洩、滅失および毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。

## 6 業務の再委託

委託業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。また、委託業務の一部について再委託を行う場合は、再委託契約前に次の各号を記載した書面を提出し、あらかじめ委託者の承認を得なければならない。

- (1) 再委託の相手方の名称及び住所
- (2) 再委託を行う業務の範囲
- (3) 再委託を行う必要性
- (4) 契約金額

再委託する場合に生じる費用もすべて受注者が負担すること。

## 7 その他

### (1) 管理体制

- ・本委託業務の責任者を配置すること。
- ・責任者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこと。

### (2) 業務の実施

- ・本委託業務の実施にあたっては、綿密に委託者と協議又は打合せを行うとともに、委託者の指示に従い、誠実に業務を進めるものとする。
- ・なお、協議又は打合せは、委託者又は受託者の求めに応じ実施するものとし、場所については、委託者の指示に従うものとする。

### (3) 官公庁等への各種手続きの代行

- ・法令等による官公庁等への届出・申請等が必要な場合は、手続きの全てを代行すること。  
(法令等により委任・代理ができない場合はあらかじめその旨を委託者へ報告すること。)
- ・手数料などの負担が生じる場合、当該手数料は委託料に含まれるものとする。

### (4) 仕様変更

- ・受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議の上、承認を得ること。

### (5) その他

- ・本仕様書に記載されていない事項については、委託者と協議の上、決定すること。
- ・本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、委託者と協議すること。
- ・委託料については、事業実績等によって、減額精算することがある。